

## 別表七の二付表六の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の96の2第1項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「投資の額の累計額6」の欄は措置法第68条の96の2第2項第2号イに掲げる金額を記載します。
- 3 「前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該連結法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額7」は、当期前に措置法第66条の11の4第1項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受けた事業年度がある場合には、その適用を受けた事業年度のその連結法人に係る別表七（一）付表五「6」の金額を含めて記載します。
- 4 「特例対象特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額10」は、次に掲げる金額に係る法第81条の9第3項（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結欠損金個別帰属額がある場合には、別表七の二付表一「10」の金額から次に掲げる金額を控除した金額を記載します。
  - (1) 法第81条の9第2項第1号イに規定する災害損失欠損金額
  - (2) 法第81条の9第3項第2号に掲げる金額